

足利尊氏発願一切経考

——尊氏の仏教活動と一切経の書写——

生 駒 哲 郎

はじめに

足利尊氏が発願した一切経は、文和三年（一三五四）に書写された。写本一切経の歴史のなかで南北朝から室町期に成立したものは少ない。それは、平安時代後期から鎌倉時代までと比較してという意味で、『大般若波羅蜜多経』六百卷や五部大乘経など比較的大部の經典の書写は見られるものの、一切経の書写は稀となるのである。写経には、誤字・脱字が生じる。また日数も要する。版本が流布されることも一切経が書写されなくなる理由の一つかもしれない。

足利尊氏は、一切経の書写を後醍醐天皇の菩提を弔い、元弘以来の戦没者の追善、さらには、尊氏の亡母十三回忌供養という理由で発願した。死者の追善のために残された者が、生前に記した死者自筆の文書を翻して写経する（つまり文書の裏に写経するということ）という記事は、暫し見られる。そうして書写された經典は、消息経と呼ばれているが、写経という側面のみで捉えると、足利尊氏はそれを一切経で行ったということになる。仏教のすべての經典という意味を持つ五千巻以上からなる一切経の書写は、戦没者の追善という不特定多数の菩提を弔うことを目

的としている点に注目すると、まさに相応しい仏教的行為と言える。南北朝にあえて一切経の書写が行われたのもこうしたことが要因の一つであると考えられる。

現存している写本一切経を実際に調査すると、料紙の紙質はもとより、その寸法、界線の幅、一紙の行数、一行の字数、書写や校正のやり方、一切経そのものの構成に繋がる底本の問題などで、それぞれの写本一切経で共通している点もあり、また、異なる点も見受けられる。共通している点は、平安時代後期から中世全般に亘り一切経がどのように作成されていたのかを考える際に重要であるが、他方、異なる点は、個別の一切経の個性ということになる。上記の点を踏まえて、本報告は、後者について、足利尊氏発願一切経を題材として検討することを目的とするものである。

足利尊氏発願一切経は、園城寺に六百卷弱が現存している。また、他の機関にも数卷所蔵され、⁽¹⁾東京大学史料編纂所にも『大般若波羅蜜多経』卷第一百四十九と『道行般若波羅蜜経』卷第十、『妙法蓮華経』卷第四の所蔵が確認される。本報告では、それらの装丁等と他の所蔵となつて

同一切経が南北朝期に足利尊氏が行った一連の仏教行為のなかでどのような意味を持ったのかを考察する。

一 足利尊氏発願一切経の装丁

東京大学史料編纂所が所蔵している足利尊氏発願一切経の『大般若波羅蜜多経』巻第一百四十九と『道行般若波羅蜜経』巻第十の法量等を実際に実測する機会を得たので、両経を通して同一切経の装丁について検討する。両経典は、ともに楮紙で黄檗染めの打紙である。法量は、『大般若波羅蜜多経』巻第一百四十九が縦二七・二センチ、『道行般若波羅蜜経』巻第十が縦二七・六センチで、両経の横幅の寸法は次の通りである(法量横寸法一覧参照)。

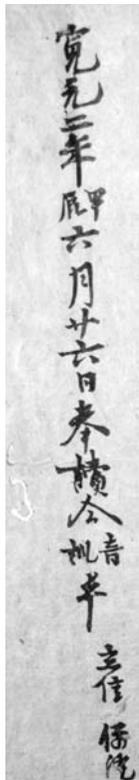
	大般若	道行般若
第1紙	33・6	40・7
第2紙	40・2	40・9
第3紙	40・5	40・9
第4紙	40・4	39・3
第5紙	40・2	40・6
第6紙	39・9	41・1
第7紙	40・2	41・1
第8紙	40・1	40・9
第9紙	39・9	40・7
第10紙	40・9	40・8
第11紙	40・4	41・0
第12紙	40・4	38・3
第13紙	40・1	41・0
第14紙	40・0	40・9
第15紙	40・8	41・1
第16紙	40・1	40・5
第17紙	40・0	9・0
第18紙	40・0	27・9
第19紙	39・8	15・1
第20紙	27・1	17・1

*「大般若」は『大般若波羅蜜多経』巻第一百四十九、「道行般若」は『道行般若波羅蜜経』巻第十をそれぞれ意味する。

一見して、両経ともに、各料紙横幅の寸法は、四〇センチ前後であることがわかる。⁽²⁾ これらの寸法は、足利尊氏発願一切経のみではなく、南北朝から室町時代に見られる中世の写経料紙の大きさである。この寸法

が平安時代の後期から鎌倉時代初期のものだと料紙が大きくなり五〇センチを越える。例えば河内長野金剛寺一切経の平安時代後期の書写と考えられている『大般若波羅蜜多経』巻第一百四十九では、高さが二五・五センチで横が五一・六から五七・二センチで全十五紙からなっている。同じく金剛寺一切経中の『道行般若波羅蜜経』巻第十は縦が二四・四センチで横が五二・六センチ(第二紙を測定)で、全十二紙からなっている。⁽⁶⁾ また、永久三年(一一一五)から書写が開始され康治二年(一一三二)に校合が終了した松尾社一切経(京都妙蓮寺所蔵)の『道行般若波羅蜜経』巻第十は、縦が二六・二センチで横が五七・四センチ(第二紙を測定)で、全十四紙である。⁽⁷⁾ このように、足利尊氏発願一切経の料紙は、平安時代後期の一切経の料紙よりも、一紙につき約一〇センチ強小さくなっているのである。

『大方等大集月蔵経』巻第四(妙蓮寺所蔵)奥



『大般若涅槃経』(南本涅槃経) 巻第三十一(妙蓮寺所蔵)奥



それでは、何故に、時代が下るにしたがって料紙の寸法に変化が生じ



『妙法蓮華經』卷第四（東京大学史料編纂所蔵）

たのであろうか。このことについては、理由を断定することはできないが、書写の際に用いる底本の装丁に合わせたためであろうと現在考えている。つまり、平安時代後期の一切経は宋版系のものを底本にして書写されていたが、それが高麗版系のものに移行していったと考えられる。京都妙蓮寺には、高麗版を模した五部大乘経を中心とした版本が現存している。そのなかの『大方等大集月藏経』巻第四の奥に「寛元二年甲辰六月廿六日奉誦合^音訓畢 玄信 保澄」という印記があり、これらは寛元二年（一二四四）以前に作成された版本であることがわかる。また、「甲寅歳大日本國大藏都監奉勅彫造」という刊記をもつ『大般涅槃経』（南本涅槃経 巻第三十一も現存し、この経典に見られる刊記は、高麗版にある刊記の「高麗国」とあるところを「大日本国」としたものである。この経典は五行一折の折本装で、計四十一紙（ただし前欠）からなっている。一紙の寸法は縦が二六・〇センチ、横幅が四二・〇センチで、一紙が二十二行となっている。足利尊氏発願一切経も一紙に二十二行、および二十一行半の行数で書写されているのである。

しかし、高麗版系の『大般涅槃経』巻第三十一は、一行の字数が十四字であるのに対して、足利尊氏発願一切経は一行十七字詰めで書写されている。それは、足利尊氏発願一切経が高麗版ではなく宋版系の一切経に基づき書写されているからである。つまり、その直接的な理由は不明だが、一紙の寸法等は、高麗版系のものと同じであるにもかかわらず、実際の本文は、宋版系ということになるのである。

さらには、足利尊氏発願一切経の外題・内題・尾題の下には千字文が付されているが、千字文が記載された写本の一切経は、版本を底本にしてきた可能性が高く、いわゆるそうではない平安写経本の一切経などには、こうした千字文がほとんど見られないことが指摘されている⁽¹⁰⁾。そのことは、足利尊氏発願一切経の表紙からも窺え、同一切経の表紙は、裏表紙が左右に延びて、表表紙の上に左、右という順で重なる包表紙であるが、これは神奈川県立金沢文庫が所蔵する称名寺の宋版一切経と同じ装丁の表紙である。こうしたことから足利尊氏発願一切経は宋版一切経を意識して作成されたことを窺わせるのである。

このことは、すでに石田尚豊氏により、足利尊氏発願一切経に宋版系の東禅寺版の刊記が記されていることが指摘されている⁽¹²⁾。同一切経の『大智度論』巻第十四には、⁽¹³⁾

福州東禅等覚院住持伝法紫智華沙門契璋等謹募衆縁恭為
今上皇帝太皇太后 皇太后祝延 聖寿国泰民安開鑪大
藏経印板一副計五百余函 元祐六年正月 日謹題
住北華嚴沙門方蘭 謹発誠心 恭為
先妣楊三十二娘捨錢開
徳字函経第四卷願超生 宝界
「東福寺寓住比丘 智選擇書
比丘尼嫩昌校正」

（改行は原本にしたがった。）

とあり、足利尊氏発願一切経は、元豊三年(一一八〇)から政和二年(一一二二)にかけて福州東禅等覚院で開版された宋版一切経の内容を持つものを底本にして書写されたことがわかる。また、石田氏によれば、『放光般若波羅蜜多經』卷第十一に元版(杭州版)の刊記が見られることが指摘されている。⁽¹⁴⁾ただし、東禅寺版の刊記は、『大智度論』卷第十四のみではなく、同論の卷第十九や、『根本説一切有部毘奈耶雜事』卷第三十一・三十三から三十九にも見られ、これらのことから、足利尊氏発願一切経の多くは、東禅寺版の宋版一切経系のものが底本に用いられたことが窺われる。

また、それは、足利尊氏発願一切経として現存する『大般涅槃經』からも推察することができる。同一切経の各経典には、千字文が記載されていることを前に述べたが、『三井寺所藏足利尊氏一切経目録』(一九五四年刊行)の現存経典の記載は、この千字文の順序にしたがった配列となっている。注目すべきは、この目録の最後が『大般涅槃經』となっていることである。『大般涅槃經』卷第二の千字文は「⁽¹⁷⁾桓」、卷第十二・十三・十四・十五・十六が「公」と記載されている。ところが、『大般涅槃經』はこれらの他にも現存している。千字文「⁽¹⁸⁾邇」と記載された『大般涅槃經』の卷第二・三・四・五・九が同目録には記載されている。この千字文「邇」の記載からは、これらの『大般涅槃經』が「大乘経」の部に組み込まれていたことがわかる。これら二箇所に記載された『大般涅槃經』は、一見重複しているようだが(とくに卷第二)、これらはいわゆる重本ではない。『大般涅槃經』は、北涼の曇無讖訳による四十巻から成るもの(北本涅槃經)と、劉宋の慧嚴等によって訳された三十六巻から成るもの(南本涅槃經)が知られている。足利尊氏発願一切経では、千字文「邇」の記載があるものが北本涅槃經で、千字文「桓」・「公」の記載があるものが南本涅槃經である。

そもそも、平安時代中・後期における一切経は、唐徳宗貞元十六年(八〇〇)成立の円照撰『貞元新定釈教目録』卷第二十九・三十に記載された入蔵録に基づいて書写されている。⁽¹⁹⁾しかし、『貞元新定釈教目録』の入蔵録には、北本涅槃經の記載はあるものの南本涅槃經の記載はないのである。このことは当時、実際の書写において混乱を招いたようである。例えば、松尾社一切経などでは、最初に南本涅槃經が書写され、その後改めて北本涅槃經が書写し直されている。⁽²⁰⁾当然のことながら、当時北本涅槃經と南本涅槃經はともに偽経として扱われていたわけではない。東禅寺版等の一切経では、最後に南本涅槃經が加えられることとなる。奥書に寛喜二年(一一三〇)という記載がある高山寺旧蔵の『唐本一切経目録』⁽²¹⁾卷下には、「桓・公・輔・合/南本大般涅槃經一部三十(六脱力)卷」とあり、まさに、足利尊氏発願一切経の千字文と合致するのである。また、これらのことは、元版一切経の目録『杭州路餘杭泉白雲宗南山大普寧寺大蔵経目録』⁽²²⁾にも見られる。しかし、高麗版系では、こうした記載は見られないのである。⁽²³⁾高麗版の再雕本では、千字文「桓」にあたる経典が『大乘理趣六波羅蜜經』十巻・『大華嚴長者問仏那羅延力經』一巻・『般若波羅蜜多心經』一巻、「公」が『守護国界主陀羅尼經』十巻、「匡(輔)ではない」が『大乘本生心地観經』八巻、「合」が『仏説十力經』一巻・『仏説輪經』一巻・『仏説十地經』九巻となっている。高麗版では南本涅槃經の千字文は「勿」・「多」・「土」・「寔」となっているのである。

『大般涅槃經』を例にして、足利尊氏発願一切経の構成を検討したが、同一切経の北本涅槃經と南本涅槃經の配列からも、同一切経は、宋版に依拠していることを改めて指摘したい。

二 足利尊氏発願一切経と亡母十三回忌供養

足利尊氏が一切経の書写を発願したのは、後醍醐天皇および元弘の戦乱以後の戦没者追善のためでもあり、それはまた、尊氏の亡母（果證院殿）の十三回忌のためでもあった。青山慈水（一三〇二～六九）の語録『仏観師語録』⁽²⁴⁾には、「文和甲午冬、伏值乃妣雪庭二品大夫人一十三周忌辰、特命天下禅律教僧、書写毘盧大藏尊經五千余卷、孟春開筆、臘月畢功」とあり、文和三年（一三五四）の正月より書写を開始し、十二月に終了したという。このことは、乾峯士曇（一二八五～一三六一）の『広智国師語録』⁽²⁵⁾や『源威集』⁽²⁶⁾等にも見られる。

しかし、亡母十三回忌供養のためという一切経書写の理由は、足利尊氏が最初ではない。鳥谷弘幸氏⁽²⁷⁾も指摘されているところであるが、『吾妻鏡』⁽²⁸⁾嘉禎四年（一二三八）七月十一日条には、次のようにある。

七月十一日、甲申、左京兆密々參園城寺給、去年当于禅定二位家一十三年御忌景、為奉報彼恩徳、於鎌倉所被終書功之一切経五千余卷、今日又迎件御月忌、依被奉納于唐院霊場也、当寺者、聖霊之御帰依、施主御渴仰異他所云々、毎経卷之奥、令加左京兆署判給云々、

この記事によれば、北条泰時は、北条政子の十三回忌にあたって、一切経を書写させ、泰時自身が各巻の外題と奥書を書して、園城寺の唐院に奉納したということである。尊氏の亡母十三回忌供養のための一切経書写は、この政子の十三回忌供養の故実に進えられる。『源威集』では、等持院で供養が行われた当日、園城寺の法師百余人が現れ、これら一切経を園城寺に安置するよう懇願したと記載されている。その理由は「園城寺濫觴奇瑞千万多之、殊源家旧好条々載之」と述べ、鎌倉將軍家との縁を強調している。さらに建武三年（一三三六）正月十六日に園城寺が炎上して仏像・経巻が灰燼に帰して悲涙していたところ「武將御願一

切経既遂供養、被成仏事上、預置当寺、天下大平・武家安穩、於祈請所申請ト云々」と、尊氏発願の一切経は供養を遂げられたので、園城寺に預け置くようにと主張し、これは、「利運ノ為強訴」⁽²⁹⁾であると記載されている。

等持院で供養された足利尊氏発願一切経は、その翌日、園城寺に納められた。尊通が文明十五年（一四八三）に撰述した『三井統灯記』⁽³⁰⁾には、そのことが記載されている。

一、唐院一切経事

大師將來真本炎上之後、泰時朝臣自書外題、毎卷加奥書、其詞云、維嘉禎四年、於相州鎌倉、相当二品先君聖十三年、書写一切経律論五千余卷、奉訪彼菩提、願早弘五障之雲、顯三明之月、為報宿志、異他致莫太焉云云、此本文保回祿畢、依之元弘之比、為関東沙汰、被渡宋本之処、先朝被召留畢、奚等持院賜左大臣（尊氏）、又寄附于当寺其状云、

大藏経全部（五百四十八函在目錄）、任嘉禎之先蹤、奉納于園城寺、每年之転読、不可有退転之由、可被伝仰満寺候也、恐々謹言、

（文和三）

十二月廿三日 尊氏御判

靈鷲院僧正御房

この記事は、尊氏の一切経書写の意図するところを検討する際、極めて重要であると考えられる。その内容は、真本が炎上した後、北条泰時が嘉禎四年（一二三八）に北条政子の十三回忌供養で書写した一切経を奉納した。しかし、泰時の一切経も焼失してしまったので、元弘の頃、関東の沙汰として一切経を補充したが、それも、後醍醐天皇に召し留められてしまった。そこで、尊氏が園城寺に一切経を寄進したということ、その寄進状（園城寺学僧房仙（一二八九～一三六四）宛）も収録されて

いる。

尊氏の寄進状からは、「任嘉禎之先蹤」とあり、北条泰時の一切経を先例にしていることがわかり、さらに同一一切経が焼失した後補充された一切経は宋本であったということである。こうしたことから、足利尊氏発願一切経の底本には宋版が用いられた理由を窺わせる。

また、この記事からは、いわゆる鎌倉幕府が行ってきた仏事に對し、それを破壊する後醍醐天皇と、さらにそれを復興しようとする足利尊氏の姿を見て取ることができる。これらは、何を意味するのであろうか。

細川重男氏の指摘³¹⁾によれば、鎌倉・南北朝期には、北条義時が源頼朝と並ぶ存在として評価され、それは、義時が承久の乱の勝利者であったことによるという。細川氏は、幾つかの史料を引用しているが、そのなかの一つに『日蓮遺文』³²⁾を引いて、頼朝は源平の合戦、義時は承久の乱でそれぞれ帝王を倒し天下を手にしたと日蓮が評価しているとされ、ただ義時の統治は、統治者としての徳を備え、しかも、鎌倉將軍の「御後見」としての支配であったとされる。さらに、義時の直系である得宗もあくまで「御後見」であるが故に支配の正統性を得たという。また、こうした得宗権力の理論を後醍醐天皇は否定し³³⁾、足利氏は、「近以義時・泰時父子之行状、為近代之師³⁴⁾」として受け入れ鎌倉幕府の復興を目指したことを指摘されている。

足利尊氏が発願した一切経を通した園城寺をめぐる後醍醐天皇の行為の記載や北条泰時が行った一切経書写と奉納という先例の踏襲などもこうした思想を念頭に置くべきかもしれない。ただ、細川氏も指摘しているとおり、足利氏は自身が將軍になることにより直に得宗権力の理論を引き継がれなかったのである。しかし、尊氏の一連の行為からは、北条泰時を「為近代之師」と捉えていたことは確かであろう。

それでは、尊氏の願文にも「征夷大將軍正二位源朝臣「尊氏」謹誌³⁵⁾

と記載されているように、征夷大將軍としてはどう位置づけられるだろうか。それは、園城寺という寺院の性格を考慮すべきであると思われる。『古簡雜纂』一所収の文保三年(一一三九)カ「近江園城寺学頭宿老等申状」には、「望以平相国之衰微、祈以源將軍之繁昌」とあり、園城寺は、平清盛の衰微を望み、源頼朝の繁昌を祈った寺院であるとする。また、「承久兵乱之時、諸寺諸山悉參京方、雖奉敵于関東、園城寺独依存旧好」とあり、承久の乱の時は、園城寺は他寺が京方に味方するなかでただ一寺、関東と旧好であったと述べる。さらには、「唐院靈場者、被納石大將軍御髮髮之上、武州禪儀奉為二位家御菩提、一切経論五千余卷、每卷軸加署判、被納経蔵畢」とあり、北条政子のみならず、源頼朝以下三代の菩提を弔う寺院であった。つまり、尊氏は一切経奉納は、源頼朝の事跡の追隨という視点から検討する必要がある。

また、園城寺は、敵対した戦没者の菩提を弔う寺院でもあったことが指摘されている³⁶⁾。尊氏発願一切経の供養の目的は、後醍醐天皇と元弘の戦乱以来の戦没者追善であることから、園城寺は同一一切経を奉納するに相応しい寺院ではあった。

三 足利尊氏発願一切経と後醍醐天皇の追善

合計五千巻以上からなる写本一切経の書写は、帙を基準にして書写される。つまり、同じ帙に収納されている經典は、一人で書写する場合が多い。例えば、松尾社一切経でも一帙分の經典は一人で書写している³⁷⁾。また、七寺一切経の『大般若波羅蜜多經』唐櫃内蓋の朱漆書の置文には、「一帙(帙)一筆者願主起請也」とあり、実際に同じ帙に配分された經典の書写は、概ね一人でなされているのである。このことは、中尊寺一切経(藤原清衡經)にも見られ³⁸⁾、『大方広仏華嚴經』卷第十(六十華嚴)の奥書には、「始自永久五年丁酉二月十五日癸酉至干同年四月十五

日一帙」とあり、永昭なる僧が、永久五年(一一一七)二月十五日から同年四月十五日までの二ヶ月間に、『大方広仏華嚴經』巻第一から巻第十の一帙を書写したとある。この書写奥書からは、書写が帙を単位にして行われたことを窺わせる。さらには、河内長野金剛寺一切経にも『大般若波羅蜜多經』巻第四百の奥書に「承暦二年己未八月四日己書写始、同年十月廿六日酉一帙書写已畢、」や同経巻五百六十の奥書に「承徳二年七月十七日 此帙書写已了」等とあることから知ることもできる。

ところが、足利尊氏発願一切経はそうはなっていない。同一切経の書写は、帙を基準にして人(僧)ではなく各寺院に分担されている。例えば同一切経の『大般若波羅蜜多經』巻第一百一十一から二百二十までの千字文「具」にあたる帙に収納された巻は、天龍寺で書写されたものであることがわかる。また、同経の巻第四百五十一から四百六十までの千字文「出」にあたる帙に収納された巻は、泉涌寺において書写されているのである。⁽⁴²⁾しかし、例えば巻第一百一十一が比丘知油によって書写され、巻第一百十二が比丘周統に書写されるというように、同じ帙内の經典の書写に複数の人物を確認することができ、一帙分を一筆では書写されていないのである。しかし、同一切経の書写の方法は、他には見られず、足利尊氏発願一切経の特徴といえる。

それでは、実際の書写に参加した寺院を見るとまず次のようである。園城寺・大覚寺・興福寺・東大寺戒壇院(律に含めた方が良いか)・鹿山寺(興福寺末)・山階寺(南都)・四恩院(南都)・神護寺・高山寺・実乘院の京・南都の諸大寺である。石田・島谷両氏は、これらのなかに比叡山延暦寺の名が見られないことを指摘されたが、実乘院は岡崎門跡の門跡寺院であるので、天台宗は園城寺のみではなく、比叡山系の寺院も参加していることになる。⁽⁴⁴⁾

その他は、鎌倉と京都の禅宗と律宗の寺院が名を連ねている。禅宗寺院は次のとおりである。

天龍寺・臨川寺・建仁寺・東福寺・真如寺・安国寺・万寿寺・持寺・広覚寺・花開院(広覚寺塔頭)・南禅寺・法観寺・普門寺・西禅寺・大徳寺・長福寺・建長寺・円覚寺・寿福寺・淨智寺・淨妙寺・長勝寺・宝興寺・延福寺・大休寺・宝樹寺・興聖寺・慈恩寺・承元寺・楞嚴寺・崇寿寺

律宗寺院は次のとおりである。⁽⁴⁵⁾

泉涌寺・東北院・速成就院・法金剛院・金台院・悲田院・法勝寺・桂宮院・大光明寺・永円寺・遍照心院・極楽寺・淨光明寺・常福寺・理智光寺・覚園寺

禅宗の寺院の方が多いが、足利尊氏発願一切経の書写は、禅宗と律宗の寺院によって圧倒されていることがわかる。つまり、初期の足利政権が重視した禅・律寺院で占められているのである。

さて、繰り返し述べるが、足利尊氏が一切経書写を発願したのは、後醍醐天皇および元弘以来の戦没者追善のためである。この願意は何もこれら一切経の願文に見られるものだけではない。そもそも天龍寺は後醍醐天皇の菩提を弔うためという理由で建立された寺院である。全国に建立された安国寺・利生塔も「普為元弘以来戦死傷亡一切魂儀」という理由で建立されたとも言われている。また、全国の安国寺は禅宗と律宗の寺院であったことが松尾剛次氏によって指摘されている。⁽⁴⁷⁾禅宗と律宗が携わるといふ点で、同一切経と安国寺・利生塔とは、共通点を見出すことができる。

このように考えると、足利尊氏発願経は、尊氏の亡母十三回忌供養のためという側面を持つが、やはり足利尊氏の一連の宗教活動(政策)と関連付けて考えるべきであるといえよう。

足利尊氏の宗教活動は、先に触れたが源頼朝の事跡を踏襲し、自身を頼朝に準えていた面がある。西山美香氏の指摘によると、聖徳太子―源頼朝―足利尊氏（直義も含む場合もある）という系譜を意識していたという。確かに尊氏は、聖徳太子建立で源頼朝再興という由緒を持つ法観寺を再興している。また、法観寺は、尊氏発願一切経の書写を担当した寺院としてもその名が記載されている。暦応元年（一三三八）十月一日付、清拙正澄撰文の『山城州東山法観禅寺仏舍利塔記』⁽⁴⁹⁾には、「建久三年壬子、寺主阿証上人、謁関左右大将軍頼朝重造、剪髮髮以安塔下、落成之日、建大仏事以慶之、復觀己西塔成時氣象也、右大将軍其太子再来歟、」とあり、法観寺仏舍利塔の建立を東大寺大仏の復興と関連させ、さらに源頼朝を聖徳太子の再来としている。また、同記は、「暦応元年戊寅九月、右大将軍之宗裔、正二品、大納言、征夷大将軍尊氏、左兵衛督直義、同務以金湯仏法為心、觀茲靈塔源由、奉加仏舍利二顆、施播磨国印南一莊、永為供僧香灯之計、良哉其意遠矣、」とし、足利尊氏を「右大将軍之宗裔」と位置づけている。つまり、南北朝動乱期における尊氏の仏教的作善を頼朝の東大寺大仏の復興に準え、ひいては、太子による仏法弘通の再現という意味を持たせようとしているのである。⁽⁵⁰⁾

これらのことを踏まえて、再度、尊氏発願一切経の園城寺奉納について検討すると、法観寺の記録で源頼朝が「剪髮髮以安塔下」したと記載されているように、園城寺についても「唐院霊場者、被納右大将家御髮髮之上」と述べられていることは注目される。源頼朝の再来であるとする尊氏にとって園城寺との関わりは、頼朝の事跡の追隨という意味合いが強かったと考えられるのである。園城寺もまた、源平の合戦を語るなかで頼朝を聖徳太子に、平清盛を物部守屋に準え語るのである。つまりそれは、聖徳太子―源頼朝―足利尊氏という法観寺の記録と同じ系譜を示すことに繋がるのである。

また、尊氏は、將軍として鎌倉幕府そのものを否定したのではなく、あくまであるべき姿に戻すという姿勢であったと、細川氏が指摘している。確かに、鎌倉幕府を否定すると、尊氏は征夷大将軍としての立場を失うことになる。尊氏は北条時頼・泰時を手本とすべきと語っているが、北条泰時による北条政子十三回忌供養のための一切経書写の先例を模倣するという尊氏の行為は、そうした意思が表出したものと捉えることができる。

おわりに

現存している写本一切経の装丁や書写の底本、書写の仕方などを比較すると、共通している点と異なっている点が見受けられる。その異なっている点が、各一切経の個性ということになる。足利尊氏発願一切経では、折本装で包表紙という装丁、宋版系の版本を底本にした書写、さらには、帙を基準にした各寺院への書写の割当てや、割当てられた寺院が禅宗と律宗の寺院で占められていることなどが特徴といえる。

足利尊氏の宗教活動は、自らを源頼朝に準えている面が少なからずあった。それは、源頼朝が聖徳太子の再来と称されることで、聖徳太子―源頼朝という系譜に尊氏も位置づけられることになる。源平の合戦の際に焼失した源頼朝による東大寺の復興は、聖徳太子が物部守屋との争いのなかで仏法を弘通してく伝承の再現とされ、後醍醐天皇の追善もそうした仏法弘通の再現というなかで捉えられるのである。また、尊氏は一切経書写は尊氏亡母の十三回忌供養という側面も持っていたが、それは、北条泰時の北条政子十三回忌供養を先例にしたものであった。園城寺に奉納された泰時発願の一切経は焼失してしまうが、後に補充された一切経もいわゆる「宋本」であった。尊氏発願一切経が宋版系の一切経を底本にしていることは、先例の再現、または、先例重視の表れと捉えるこ

ともできるのではないだろうか。

以上のように足利尊氏発願一切経は、鎌倉時代の先例を重視して書写されたが、同一一切経も後世に直接的ではないにしろ影響を与えられている。特にそれは、江戸時代前期の天台宗の天台僧正（慈眼大師、一五三六〜一六四三）が発願し、三代將軍徳川家光を大檀越として、徳川家康の三十三回忌供養のため開版された天海版一切経である。天海版一切経は、宋版（思溪版を中心にして）⁽⁵¹⁾を底本としているが、このことは、別稿でまた論じたい。

〔註〕

- (1) 足利尊氏発願一切経の他機関の所蔵については、島谷弘幸「足利尊氏願経」(同氏著『古筆学拾穂抄』二、古筆と写経)《木耳社、一九九七年五月》所収。旧稿は『古筆学叢林』第二号(八木書店、一九八九年二月)所収。参照。
- (2) 東京大学史料編纂所所蔵の『道行般若波羅蜜多經』卷第十では、第十七紙が九・〇センチ、第十八紙が二七・九センチ、第十九紙が一五・一センチ、第二十紙が一七・一センチとなっており、短い料紙を繋ぎ合わせたようになっている。こうした経典は他にも見られることが註1前掲の島谷氏論考で指摘されているが、概ね足利尊氏発願経は、一紙の横の寸法は、四〇センチ前後といえる。
- (3) 研究代表者落合俊典『金剛寺一切経の基礎的研究と新出仏典の研究』(平成十二〜十五年度科学研究費助成金基盤研究(A)) (1) 研究成果報告書、課題番号一二三〇一〇〇一、二〇〇四年三月) 参照。
- (4) 同経典の奥書には年月日の記載はないが、同じ時期に書写されたと考えられる『大般若波羅蜜多經』卷第九十三の奥書には、「仁平三年四月廿日写畢」、『大般若波羅蜜多經』卷第一百四十六奥書には「仁平四年甲戌五月十九日」とある。なお、金剛寺一切経の奥書については、註3前掲書「金剛寺一切経奥書一覽」参照。
- (5) 註3前掲書所収の「金剛寺一切経目録(暫定版)」の「金剛寺一切経(大般若波羅蜜多經甲本)」参照。なお、『大般若波羅蜜多經』卷第一百四十九の各料紙横の寸法は、第一紙五三・九センチ、第二紙五一・六センチ、第三紙五七・二センチ、第四紙五七・二センチ、第五紙五六・八センチ、第六紙五六・九センチ、第七紙五七・〇センチ、第八紙五六・九センチ、第九紙五六・九センチ、第十紙五六・八センチ、第十一紙五六・八センチ、第十二紙五六・六センチ、第十三紙五七・〇センチ、第十四紙五六・八センチ、第十五紙九・三センチとなっている。
- (6) 註3前掲書所収の「金剛寺一切経目録(暫定版)」の「金剛寺一切経目録(大般若波羅蜜多經以外)」参照。
- (7) 本門法華宗大本山妙蓮寺監修・中尾堯編『京都妙蓮寺蔵「松尾社一切経」調査報告書』(大塚巧藝社、一九九七年二月) 所収の「『松尾社一切経』採寸一覽表」参照。
- (8) 京都妙蓮寺所蔵。一九九九年二月二十七日に行った現地調査において、これらの経典の調書を採った。なお、『大般若涅槃經』卷第三十一は版本であるが、途中で欠損部分を新たに書写して継いでいる。なお、同経には「寛元二年(一二四四)」とあるが、高麗版の再雕本は高宗の二十三年(一二三六)から同三十八年(一二五一)にかけて刊行された。すると、刊記に見られる「甲寅歳」とは、寛元二年より前ということになり、同経は、再雕本刊行より前の経典ということになる。検討を要する。
- (9) 東京大学史料編纂所所蔵の『大般若波羅蜜多經』卷第一百四十九は、一紙に二十一行半から二十二行で書写されている。ただし、同経典の第一紙は十三行で、第一紙の右側五行分が本経典の見返しにあてられている。また、同経典の最終紙は十四行半である。さらに『道行般若波羅蜜多經』卷第十は一紙に二十一行半で書写されている。
- (10) 頼富本宏・赤尾栄慶著『写経の鑑賞基礎知識』(至文堂、一九九四年一月) 参照。
- (11) 神奈川県立金沢文庫編特別展図録『写経と摺経』(一九九五年九月)、神奈川県立金沢文庫編重要文化財記念特別図録『唐物と宋版一切経』(一

九九八年一〇月)をそれぞれ参照。

- (12) 石田尚豊『三井寺所蔵足利尊氏一切経概説』(『三井寺所蔵足利尊氏一切経目録』『福家俊明(園城寺事務所)発行、一九五四年九月』)参照。

なお、註1前掲書島谷氏論考でも、この点については触れられている。

- (13) 註12前掲目録参照。また、京都仏教各宗学校連合会編『足利尊氏寄進願経現存目録』(一九三四年) 参考。

- (14) 註12前掲石田氏論考参照。また『放光般若波羅蜜多經』卷第十一(『三井寺所蔵足利尊氏一切経目録』所収。No.一四三)の奥書には、次のように記載されている。

大蔵経局伏承 崇徳県永新郷念柴都後朱寂照庵住持比丘 道枢
謹施淨財刊開大蔵経板卷功德祝快

壬申本命建生星天照臨乾象所祈身位安泰寿等延洪者

至元十八年二月 日杭州路南山普寧寺住釈 道安 題
速成就院寓住比丘 道盛拜書

信海校畢

- (15) 『大智度論』卷第十九(『三井寺所蔵足利尊氏一切経目録』所収。No.二六七)の奥書には次のように記載されている。

福州東禪等覺院住持伝法紫智華沙門契璋等謹募衆縁恭為

今上皇帝 太皇太后 皇太后祝延聖寿国泰民安開鑪

大蔵経印板一副計五百余函 元祐六年正月 日謹題

住北華嚴沙門 方蘭 謹発誠心恭為連江永安開山法門前亡後

化泊土地大王并真君大王等神泊当院開山前後住持和尚并前亡後化及

土地興聖大王茄藍内一切聖衆拾錢開德字函第九卷

- (16) 『根本説一切有部毘奈耶雜事』卷第三十一(『三井寺所蔵足利尊氏一切経目録』所収。No.三六二)の奥書には次のように記載されている。

福州東禪等覺院住持伝法紫智華沙門契璋等謹募衆縁恭為

今上皇帝 太皇太后 皇太后祝延聖寿国泰民安開鑪

大蔵経印板一副計五百余函 元符元年七月 日謹題

同卷第三十三・三十四は、卷第三十一と同じ刊記であるが、卷第三十五

から三十八は、月が「八月」とあり、卷第三十九は「六月」とある。

- (17) 『三井寺所蔵足利尊氏一切経目録』のNo.五八三から五八七参照。

- (18) 『三井寺所蔵足利尊氏一切経目録』のNo.二二二から二二六参照。

- (19) 『貞元新定釈教目録』については、牧田諦亮監修・落合俊典編集七寺古

逸經典研究叢書第六卷『中国・日本經典疏目録』(大東出版社、一九九八年二月)所収の安元二年(一一七六)に書写された七寺一切経本「貞元

新定釈教目録」卷第二十九・三十を基本的に用いる。また、同目録の論考については、塚本善隆「日本に遺存する原本『貞元新定釈教目録』」

(塚本善隆著作集第三卷『中国中世仏教史論攷』(大東出版社、一九七五年三月)所収、旧稿は神田喜一郎還暦記念論文集刊行会編『神田喜一郎

還暦記念書誌学論集』(平凡社、一九五七年三月)に所収されている)、

小野玄妙「貞元新定釈教目録の入蔵録」(『仏書解説大辞典』別巻仏教経

典総論第三部第四章八節『大東出版社、一九三六年二月』所収)、宮林昭

彦「貞元新定釈教目録」卷第二十九・卷第三十解題」(牧田諦亮監修・

落合俊典編集七寺古逸經典研究叢書第六卷『中国・日本經典疏目録』(大

東出版社、一九九八年二月)所収)を参照。

- (20) 拙稿「松尾社一切経の北本涅槃経と南本涅槃経―大般涅槃経の書写と表紙の改装をめぐる―」(立正大学史学会『立正史学』八十九号 二〇〇一年三月)参照。

- (21) 高山寺旧蔵『唐本一切経目録』(『昭和法宝綜目録』第二卷『大正一切経刊行会、一九二九年四月』)所収、No.二十三 参照。

- (22) 註12前掲書所収。奈良県教育委員会編『西大寺所蔵元版一切経調査報告書』(一九九八年三月)等参考。

- (23) 『大蔵経目録』(註12前掲書所収)、水原堯榮編高野山学志第二篇『高野山見存経蔵目録』(森江書房、一九三二年一〇月)、高野山文化財保存会編『高麗版一切経目録』(一九六四年五月)、『高麗大蔵経』第八卷参照。

- (24) 『大日本史料』六編之十九所収。

- (25) 『大日本史料』六編之十九所収。

- (26) 東京大学史料編纂所謄写本

- (27) 註1前掲書参照。
- (28) 新訂増補国史大系本より引用。
- (29) 衣川仁「強訴考」(『史林』第八十五卷第五号《通卷四三五号》、二〇〇二年九月)によれば、強訴については、寺院の恣意的な行為のみではなく、正当な訴訟行為とみなされることもあったことが指摘されている。
- (30) 大日本仏教全書第一一冊「伝記叢書」第三所収。
- (31) 細川重男著「鎌倉北条氏の神話と歴史」(日本史史料研究会研究選書一)第四章「右近衛大将源惟康―得宗専制政治の論理―」(日本史史料研究会、二〇〇七年一〇月)参照。
- (32) 『昭和定本日蓮聖人遺文』(日蓮教学研究所編、身延山久遠寺発行)参照。例えば『四条金吾許御文』に「然れば百王の頂にやどらんと誓給しかども、人王八十一代安徳天皇・二代隠岐法皇・三代阿波・四代佐渡・五代東一条等の五人の国王の頂にはすみ給はず、詔曲の人の頂なる故也、頼朝と義時とは臣下なれども其頂にはやどり給ふ、正直なる故歟」等とある。
- (33) 細川重男氏は、註31前掲書において、『太山寺文書』所収の元弘三年(一二三三)二月二十一日付「護良親王令旨」と『熊谷家文書』所収の同年四月一日付「護良親王令旨」に「伊豆国在序北条遠江前司時政之子孫東夷等、承久以来、採四海於掌、奉蔑如朝家之処」とあることを指摘されている。
- (34) 『建武式目』(佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』《岩波書店、一九六九年九月》所収)より引用。
- (35) 『古簡雜纂』一所収の文保三年(一二一九)カ付「近江園城寺学頭宿老等申状」(『鎌倉遺文』三十五卷、No.二七〇一二)には次のように記載されている。
- (前略)
- 一 関東殊不可被棄置当寺事
- 右、武家与当寺、是非一代二代之芳契、殆為累代累葉之佳例也、所謂、予州前門奉勅宣誅(一字憲)朝敵之時、以三男義光奉寺明神氏

子、号新羅三郎、征伐無道、掃洛如思、右大将家御遷座于伊豆国之昔、律成房日胤窃参候彼所、專抽懇祈、望以平相国之衰微、祈以源将軍之繁昌、懇切之至、懇懇之余、參籠八幡宮転読大般若経、玄心不定、素願速成、源家遂鎮西海、將軍独治一天之間、以伊勢国山田御厨被犯行于其賞、就南滝院師跡実相院、于今伝領相承、已及数代、其上当寺調伏之間、平家漂没之刻、若狭国玉置庄・近江国横山庄、寄両村之欠所、为一門之寺領、衆徒等之、承久兵乱之時、諸寺諸山悉参京方、雖奉敵于関東、園城寺独依存旧好、可向勢多貢御瀬之由、雖被仰下、辞嚴密勅命、致関東懇祈之間、逆鱗之余、天下如叡慮落居之者、最前以寺門可被付山門之旨、雖有議定、依関東之貴運、全寺門之法流者也、唐院靈場者、被納右大将家御鬢髮之上、武州禅儀奉為二位家御菩提、一切経論五千余卷、每卷軸加署判、被納経蔵畢、故拾此道場論談決扱之床上、偏述東関昌榮之啓白、転経誦呪之壇、前專抽中府主誠之懇丹、衆徒精誠、不緩三宝之冥感有実歟、百□不動法・長日大般若経者、每歳末令進覽卷数、云恰云恰、有忠無懈、勸学院者、又為最勝園寺禅儀之素意、令建立院家条、置学徒、致長日不退談義円、満寺学侶群集、登十乘十境之親門、談三止三觀之奥旨、又迎每年十月廿六日、点三ヶ日勤行、法華八講奉資彼得脱、凡公請之講聴出自此室、卓礫于他門、学道之僧侶練習此砌、超過于余寺、無双之興隆、希代之善事也、何況、関東参住之僧侶、護持之高僧、代々皆当寺之賢哲、流々多我寺之法力也、酬其加持之故、武館逐日致繁昌、任此精祈之故、柳営随年増榮運、凡国之為国者、依関東之守護、世之為世者、依武将之德政、祈彼安全之寺、国尤可被賞之、致彼護持之所世、殊可被貴者歟、公家・武家若被制罰魔界者、豈可令弥滅精舍哉、而於京都者已被棄当寺、於関東者、尤仰德政也、当寺全不好嗽訴、只偏祈都鄙之靜謐、凶徒頻致濫惡已、是為朝家之怨敵者乎、諸国之狼藉、延弱之惡党、猶以武家被廻退治之遠慮、況於惡徒之謀乱者、已為仏敵、又為法敵、為国之蠹害、為朝之豺狼、嚴密懲嚇、依何可令停滯乎、実被廻靜謐之賢慮之日、盍被行

永退治之法乎、

(後略)

- (36) 横内裕人「東大寺の再生と重源の勸進・法滅の超克」(『軍記と語り物』第四二号《軍記・語り物研究会、二〇〇六年三月》) 参照。
- (37) 註20前掲書拙稿、および拙稿「松尾社一切経『大方広仏華嚴経』(六十華嚴)の書写・校合・改装」(『寺院史研究』第八号、《寺院史研究会 二〇〇四年八月》) 参照。ちなみに『大方広仏華嚴経』(六十華嚴)の書写担当者は、西詣、範快、中原雅遠の三人である。彼らの分担は、第一帙分(巻第一〜十)と第四帙分(巻第三十一〜四十)が西詣、第二帙分(巻第十一〜二十)と第五帙分(巻第四十一〜五十)が範快、第三帙分(巻第二十一〜三十)と第六帙分(巻第五十一〜六十)が中原雅遠となっている。
- (38) 『尾張史料七寺一切経目録』(七寺一切経保存会、一九六八年三月)の一七三頁(図版6) および一九一・二二頁参照。
- (39) 研究代表者上山春平氏『金剛峯寺藏中尊寺経を中心とした中尊寺経に関する総合的研究』(昭和63年度・平成元年度科学研究費補助金《総合研究A》研究成果報告書《研究課題番号六三三〇一〇一二》、一九九〇年二月) 参照。また『高野山見存経蔵目録』(註23前掲書) 参考。
- (40) 註3前掲書所収。
- (41) 『三井寺所蔵足利尊氏一切経目録』のNo.一から七参照。例えば、『大般若波羅蜜多経』巻第一百一十一の奥書には「靈龜山天龍寺資聖禪寺寓居比丘 知油謹拜書/同一校了、/単況再校了」とある。
- (42) 『三井寺所蔵足利尊氏一切経目録』のNo.七八から八五参照。例えば、『大般若波羅蜜多経』巻第四百五十二の奥書には「大覚寺寓住比丘 円月 敬白/円月一校了」とある。
- (43) 註12前掲石田氏論考および註1前掲島谷氏論考参照。
- (44) 奥書に見られる桓豪・桓寛・桓恵等は、『華頂要略』巻第三十三「門下伝脇門跡第五」(天台宗全書第一巻所収) に院主として記載されている。
- (45) 註12前掲石田氏論考および註1前掲島谷氏論考においても律宗寺院が挙げられているが誤りがあるので、大塚紀弘「中世都市京都の律家」(『寺院史研究』第一〇号《寺院史研究会、二〇〇六年五月》) に掲載された表「中世京都の律院」に基づき修正した。
- (46) 『夢窓国師語録』に所収された「天龍寺覚皇宝殿慶賢陞座」には、安国寺・利生塔発願の経緯を次のように記載している。
乃奉聖旨於博桑国中、每州建立一寺一塔、普為元弘以来戦死傷亡一切魂儀、資薦覺路、又曆応年中、特立叡願、革此皇宮以作梵苑、奉為先皇嚴飾寂場、
- (47) 特に松尾剛次著『日本中世の禪と律』(吉川弘文館、二〇〇三年一〇月) 第五章「諸国安国寺考」成立時期をめぐって(初出は、『山形大学歴史・地理・人類学論集』第三号《山形大学歴史・地理・人類学研究会、二〇〇二年三月》) を参照。
- (48) 西山美香著『武家政権と禪宗―夢窓疎石を中心に』(笠間書院、二〇〇四年四月) 一部「初期室町政権と夢窓疎石」参照。
- (49) 『大日本史料』六編之五『法観雜記』(六二〜五頁) 所収。
- (50) この点については、「中世生身信仰と物部守屋伝承―聖者と仏敵の再生―」と題して、二〇〇四年十一月に第一〇二回史学会大会において報告した。
- (51) 野沢佳美「天海版大藏経の底本に関する諸説の再検討」(『立正史学』第七七号、《立正大学史学会、一九九五年》) 参照。